

発議第 2 号

富士市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

富士市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 1 2 日提出

提出者（富士市議会議員）	山	下	いづみ
賛成者（富士市議会議員）	一	条	義 浩
〃 （ 〃 ）	下	田	良 秀
〃 （ 〃 ）	望	月	昇
〃 （ 〃 ）	杉	山	諭
〃 （ 〃 ）	笠	井	浩
〃 （ 〃 ）	稲	葉	寿 利

富士市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(令和 年 月 日)
議 会 規 則 第 号

富士市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（令和 3 年富士市議会規則第 1 号）の一部を
次のように改正する。

第 5 条の 2 中「半期」を「年度」に改める。

第 6 号様式中

「

会 議 費		
-------	--	--

を

」

「

会 議 費		
研 修 費		

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。



令和7年3月12日

富士市議会

議長 小池 智明 様

提出者（富士市議会議員）	山 下 いづみ
賛成者（富士市議会議員）	一 条 義 浩
〃 （ 〃 ）	下 田 良 秀
〃 （ 〃 ）	望 月 昇
〃 （ 〃 ）	杉 山 諭
〃 （ 〃 ）	笠 井 浩
〃 （ 〃 ）	稲 葉 寿 利

富士市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び富士市議会会議規則第14条の規定により提出する。

（提案理由）

富士市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正することに伴う所要の整備を行うため、規則の一部を改正する。